

相談事例

《相談の内容》

80代の男性。**リスクが少なく高配当が出る**という外国の金融商品「**CFD**」の勧誘を受けた。**内容はよくわからなかった**が、手持ちの銀行預金の配当はわずかだし、商品パンフレットも立派で信用できそうだったので契約した。証拠金として、**初日に120万円、翌日に100万円**と預けた。そして、翌々日には更に**100万円**を請求された。もうお金も無いし、よく分からない商品に、これ以上投資するのも不安なので解約したい。

配当が高いからと「CFD」という、よくわからない金融商品を勧められ、大金を払ってしまった！

《対応の内容》

「CFD」とは、世界の株、株価指数、商品などに連動する金融派生商品で、一つの口座で取引できる差金決済取引をいいます。支払った証拠金の額を上回る額の取引をするので、リスクも大きく、仕組みも複雑です。十分な知識や経験のない人が手を出すのは危険と思われまます。

このような取引は、決済用資金を預かって行う「取引仲介サービス」にあたり、特定商品取引法の規制を受け「クーリングオフ（無条件解約）」が適用されます。本件相談も書面でクーリングオフの手続きをし、無事に全額が返金されました。

身守りのポイント

商品先物取引、外国為替証拠金取引、未公開株、CFDなど仕組みが複雑で素人には、理解不可能な金融商品が多く出回る中、老後の生活に手持ち資金を少しでも増やしたいと思っている高齢者を狙った悪質な勧誘が後を絶ちません。

家族や周囲の人は、高齢者宅に見知らぬ人が出入りしていないか、使途不明の預金を下ろしていないかなど気を配るとともに、内容がよく分からない勧誘には、きっぱりと断るよう話し合っておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111